

月刊 動労千葉

動労千葉結成10周年!

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

1989.5.31 No. 3037

12名の仲間の原職奪還をかちとろう 5/23 清算事業団地労委審問開かれる

6/5 木戸君地労委
10時
いよいよ証言に、
河野(前車務課長)

6/13 清算事業団地労委
14時
・林熊吉さんが証言に
・磯辺哲夫さん

6/17 清算事業団地労委
10時
・相原照二さん
・中村俊六郎さんが証言に(予定)

五月二三日、清算事業団―JR不採用事件の地労委第四回審問がおこなわれた。

審問には、前回に引き続き、中野委員長が証言にたち、国鉄分割・民営化攻撃の過程で吹き荒れた動労千葉・国労潰しの攻撃の実態を、怒りをこめてつぶさに明らかにした。

分割・民営化に至るほぼ二年間、人活センターや不当処分・強制配転、企業人教育、広域配転、血の入れかえ、業務移管、雇用安定協約の破棄、労資共同宣言、三本柱など、当局と動労・鉄労など「改革労協」(現在の鉄道

次回審問からは、いよいよ、清算事業団の仲間たち本人の証言がはじまる。清算事業団地労委闘争も、いよいよ大詰めである。六月は、十三日、十四日と、二回にわたって集中した審理がおこなわれる予定である。早期の勝利命令獲得、十二名の仲間たちの原職奪還をかちとるために、全力で傍聴動員に結集しよう。

次回よりいよいよ本人尋問

五月二三日、清算事業団―JR不採用事件の地労委第四回審問がおこなわれた。

審問には、前回に引き続き、中野委員長が証言にたち、国鉄分割・民営化攻撃の過程で吹き荒れた動労千葉・国労潰しの攻撃の実態を、怒りをこめてつぶさに明らかにした。

まさに、分割・民営化攻撃の全過程が、明確な不当労働行為意思に貫かれたものであることは明らかである。中野委員長の証言は、このことを、くつきりと明らかにした。

JR東日本 新賃金配決まる

文 松 い は、六 月 二 三 日

動労総連合は、八九新賃金の配分について、この間、鋭意交渉をかさねてきたところであるが、JR東日本は、五月二三日、原資(七一・二六円)の配分について、次の内容で集約をした。

- 一、基本給は、率を基本に改訂する。
(基本給表は、別紙のとおりとする。)
- 二、初任給

- 高校卒、一一六〇〇円
短大卒、(一一〇〇〇円アップ)
一一三一一〇〇円
大学卒、(九三〇〇〇円アップ)
一四七八〇〇円
(九九〇〇〇円アップ)

- 三、都市手当
- A 級地 九、五%を一一、五%にする。
B 級地 六、五%を 七、五%にする。

- 四、扶養手当
- (一) 扶養親族である一八才未満の子(血族に限る)のうち一人目の支給額を二〇〇〇円を三〇〇〇円とする。

- (二) 扶養親族の範囲のうち、子、孫及び弟妹について、学校教育法に定める高等学校に在学中に限り、その卒業までの間を扶養親族として取り扱う。

- 五、基準内賃金等の清算については、六月二三日以降準備出来次第とする。

- 六、四期昇給の発令は、六月八日以降に行う。
(清算は、六月二三日)

JR貨物の清算は 七月二五日

JR貨物については、五月三十一日に会社側の基本的な考え方が出され、清算払いを七月の賃金支払い日に行うことが確認されている。

夏季手当 二、五ヶ月要求

動労総連合は、夏季手当の支払い要求を五月二十四日、各会社に次の内容で申し入れた。

一、一九八九年夏季手当について、基準内賃金の二、五ヶ月を支払うこと。

二、支払いにあたっては、いかなる差別も行わないこと。

三、支払い日は、六月一五日とすること。